会議の概要（議事録）

会議の名称	（番号） １－４８	令和８年度第１回　墨田区公契約審議会		
開催日時	令和８年１０月６日（火）　午後２時から午後３時まで			
開催場所	墨田区役所庁舎８階　８１会議室			
出席者数	１２人【委　員】江﨑 哲、定谷 英明、出雲 洋行、吉田　昌央、鈴木 利治、 阿部　かおり、村田 淳 【事務局】契約課長事務取扱総務部参事、契約課係長、契約課主査（２）、 契約課主任			
会議の公開（傍聴）	公開（傍聴できる）　部分公開（部分傍聴できる） 非公開（傍聴できない）		傍聴者数	３人
議題	１　墨田区長から墨田区公契約審議会への諮問について ２　令和８年度労働報酬下限額適用公契約について ３　令和９年度労働報酬下限額の設定に関する考え方等について			
配付資料	１　墨田区公契約審議会開催スケジュール（案） ２　令和８年度労働報酬下限額適用公契約一覧 ３　令和９年度労働報酬下限額の設定に関する考え方等について ４　墨田区公契約条例に関するアンケート調査の結果について ５　墨田区公契約条例に係る付帯決議に関する事後の状況、対応等について 【参考資料】墨田区公契約審議会委員名簿、墨田区公契約審議会事務局名簿、座席表 【当日追加資料①】墨田区公契約条例　令和９年度労働報酬下限額（工事）未熟練工他に関する意見について 【当日追加資料②】墨田区公契約条例に関する意見について			
会議概要	１　開会、定足数の確認 ２　諮問書の伝達（机上配付） ３　令和８年度労働報酬下限額適用公契約について 事務局（契約課長事務取扱総務部参事）から令和８年度労働報酬下限額適用公契約について報告した。 ４　令和９年度労働報酬下限額の設定についての審議 事務局（契約課長事務取扱総務部参事）から労働報酬下限額の設定に関する考え方等について説明した。また、当日追加資料について、提出委員から説明があった。 ５　その他 事務局（契約課長事務取扱総務部参事）から墨田区公契約条例に関するアンケート調査の結果等について報告した。 ※委員からの主な意見とそれに対する他委員の意見・区の回答等は、別紙のとおり ※諮問書（写）は別紙のとおり			
所管課	総務部契約課			

（別紙）

１　令和９年度労働報酬下限額の設定について

⑴　工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額について

委員の質疑、意見等	他委員の意見・区（事務局）の回答等
「未熟練工」の労働報酬下限額は公共工事設計労務単価「普通作業員」の７０％以上か、少なくとも「軽作業員」の９０％に改定するべきと考える。（当日追加資料①参照）	
建設キャリアアップシステムのレベル別年収をもとに、労働報酬下限額を４段階とすることも検討すべきと考える。（当日追加資料①参照）	

⑵　業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

委員の質疑、意見等	他委員の意見・区（事務局）の回答等
優れた人材確保やサービスの品質確保といった目的別に、効果的な労働報酬下限額の算出方法を適用し、最も高い金額を労働報酬下限額とするべきと考える。（当日追加資料②参照）	
職種別に労働報酬下限額を設定することが有効だと考える。（当日追加資料②参照）	

２　墨田区公契約条例に関するアンケート調査の結果等について

委員の質疑、意見等	他委員の意見・区（事務局）の回答等
今回は一部の労働者に対してアンケート調査を実施しているが、すべての労働者に、また、労働者だけでなく、すべての事業者にも実施してほしい。（当日追加資料①参照）	
設問に、労働報酬下限額以上をもらっているか、といった直接的なものを設けてほしい。	
アンケートは今後も継続していくべきと考える。	

３　その他

委員の質疑、意見等	他委員の意見・区（事務局）の回答等
公契約条例に受注者の連帯責任条項を盛り込む改正を求める。（当日追加資料①参照）	
すべての対象労働者に対して条例、労働報酬下限額、申出権と申出先、不利益取扱禁止等を周知徹底するとともに、労働者がそれらを簡単に知ることができる手段の確立が急務であると考える。（当日追加資料②参照）	
毎年議会に公契約条例に係る付帯決議に関する事後の状況等について報告しているとのことだが、条例施行後まだ３年目ということもあり、今後も報告していくべきと考える。	

令和８年度第１回墨田区公契約審議会

令和８年１０月６日（火）午後２時～
区役所庁舎８階８１会議室

１　開会

２　議事

⑴　墨田区長から墨田区公契約審議会への諮問について

⑵　令和８年度労働報酬下限額適用公契約について

⑶　令和９年度労働報酬下限額の設定に関する考え方等について

３　その他

⑴　墨田区公契約条例に関するアンケート調査の結果等について

⑵　令和８年度第２回墨田区公契約審議会について

４　閉会

配布資料　資料１　墨田区公契約審議会開催スケジュール（案）
資料２　令和８年度労働報酬下限額適用公契約一覧
資料３　令和９年度労働報酬下限額の設定に関する考え方等について
資料４　墨田区公契約条例に関するアンケート調査の結果について
資料５　墨田区公契約条例に係る付帯決議に関する事後の状況、対応等について

参考資料　墨田区公契約審議会委員名簿
墨田区公契約審議会事務局名簿
座席表

資料１

墨田区公契約審議会開催スケジュール（案）

令和８年度

１０月	11月	１２月	１月	２月	３月
第１回審議会を開催 （諮問、労働報酬下限額適用公契約の報告等）		第２回審議会を開催 （答申）			必要に応じて第３回審議会を開催

■令和６年度締結分

		規則（第3条）該当	件名	契約の相手方	契約締結日	履行期限
1	業務委託契約	第2号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（花園保育園）	株式会社レパスト	令和6年4月1日	令和11年3月31日
2		第2号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（太平保育園）	株式会社藤江	令和6年4月1日	令和11年3月31日
3		第2号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（寺島保育園）	株式会社藤江	令和6年4月1日	令和11年3月31日
4		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（隅田小学校）	協立給食株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
5		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（二葉小学校）	東都給食株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
6		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（中和小学校）	協立給食株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
7		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（柳島小学校）	株式会社藤江	令和6年4月1日	令和11年3月31日
8		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（業平小学校）	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 東京支店	令和6年4月1日	令和11年3月31日
9		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（第四吾嬬小学校）	株式会社ＨＩＴＯＷＡ	令和6年4月1日	令和11年3月31日
10		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（第一寺島小学校）	株式会社東洋食品	令和6年4月1日	令和11年3月31日
11		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（文花中学校、文花中学校夜間学級）	東都給食株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
12		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（吾嬬立花中学校）	一冨士フードサービス株式会社 関東支社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
13		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（吾嬬第二中学校）	株式会社両国ビルサービス	令和6年4月1日	令和10年3月31日
14		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（緑小学校・緑幼稚園・柳島小学校・柳島幼稚園・曳舟小学校）	浅草開発株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日
15		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（言問小学校・第四吾嬬小学校）	浅草開発株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日
16		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（第三寺島小学校・第三寺島幼稚園）	明治企業株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日
17		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（墨田中学校）	浅草開発株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日
18		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（吾嬬立花中学校）	浅草開発株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日

■令和７年度締結分

		規則（第3条）該当	件名	契約の相手方	契約締結日	履行期限
1	業務委託契約	第2号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（横川橋保育園）	日本給食株式会社	令和7年4月1日	令和12年3月31日
2		第2号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（中川保育園）	株式会社東京天竜	令和7年4月1日	令和12年3月31日
3		第2号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（福神橋保育園）	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社　東京支店	令和7年4月1日	令和12年3月31日
4		第2号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（東駒形保育園）	フジ産業株式会社	令和7年4月1日	令和11年3月31日
5		第2号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（東あずま保育園）	株式会社東京天竜	令和7年4月1日	令和12年3月31日
6		第2号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（立川保育園）	株式会社レクトン	令和7年4月1日	令和12年3月31日
7		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（第二寺島小学校）	株式会社藤江	令和7年4月1日	令和12年3月31日
8		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（押上小学校）	フジ産業株式会社	令和7年4月1日	令和12年3月31日
9		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（八広小学校）	株式会社藤江	令和7年4月1日	令和12年3月31日
10		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（両国中学校）	株式会社東洋食品	令和7年4月1日	令和12年3月31日
11		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（錦糸中学校）	株式会社レクトン	令和7年4月1日	令和12年3月31日
12		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（菊川小学校・菊川幼稚園・両国中学校（夜間あり））	浅草開発株式会社	令和7年4月1日	令和11年3月31日
13		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（小梅小学校・桜堤中学校）	浅草開発株式会社	令和7年4月1日	令和11年3月31日
14		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（二葉小学校・東吾嬬小学校）	高橋工業株式会社　墨田支店	令和7年4月1日	令和11年3月31日
15		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（八広小学校（夜間あり））	株式会社ヒット	令和7年4月1日	令和11年3月31日
16		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（第三吾嬬小学校・第二寺島小学校・隅田小学校（夜間あり））	セントラルエンジニアリング株式会社	令和7年4月1日	令和11年3月31日

■令和７年度締結分

		規則（第3条）該当	件名	契約の相手方	契約締結日	履行期限
17	工事請負契約		文花児童館等複合施設新築工事	東武谷内田・上條建設共同企業体	令和7年7月3日	令和9年7月30日
18			文花児童館等複合施設新築に伴う電気設備工事	阿久津・弘明建設共同企業体	令和7年7月3日	令和9年7月30日
19			文花児童館等複合施設新築に伴う機械設備工事	アサノ・沖山建設共同企業体	令和7年7月3日	令和9年7月30日
20			横川公園再整備工事	株式会社柳島寿々喜園	令和7年8月19日	令和8年9月30日
21			旧向島中学校校舎ほか解体工事	三貴株式会社　東京支店	令和7年9月30日	令和9年3月14日
22			特別区道墨１２３号路線外道路改良工事	株式会社植松土木　東京営業所	令和7年9月30日	令和9年3月15日
23			庁舎リニューアルプランに基づく空調設備改修（その２）工事	一工・友和建設共同企業体	令和7年9月30日	令和10年3月17日
24			墨田区庁舎ゴンドラ設備改修工事	日本ビソー株式会社　本設ゴンドラ東京支店	令和7年12月10日	令和10年3月31日
25			特別区道墨１１９号路線（曳舟川通り）道路バリアフリー整備工事（１工区）	常盤工業株式会社　東京営業所	令和7年12月10日	令和9年2月12日
26			特別区道墨１２２号路線道路バリアフリー整備工事	最上建設株式会社	令和7年12月10日	令和9年3月5日
27			庁舎１、２階及びすみだリバーサイドホール改修工事	坂田・岡本建設共同企業体	令和7年12月10日	令和9年9月30日
28			庁舎１、２階及びすみだリバーサイドホール改修に伴う電気設備工事	事業・山一建設共同企業体	令和7年12月10日	令和9年9月30日
29			庁舎１、２階及びすみだリバーサイドホール改修に伴う機械設備工事	浦安・アサノ建設共同企業体	令和7年12月10日	令和9年9月30日
30			庁舎１、２階及びすみだリバーサイドホール改修に伴う昇降機設備工事	東芝エレベータ株式会社　東京支社	令和7年12月10日	令和9年3月31日
31			墨田区庁舎受変電設備高圧変圧器更新工事	株式会社きんでん　東京支社	令和8年3月25日	令和9年3月31日

■令和７年度締結分

		規則（第3条）該当	施設名	指定管理者	指定期間開始日	指定期間満了日
1	指定管理協定		八広地域プラザ	一般社団法人吾嬬の里	令和7年4月1日	令和10年3月31日
2			横川コミュニティ会館	ソシオーク・テルウェル・東武ビルマネジメント共同企業体	令和7年4月1日	令和12年3月31日
3			東向島児童館・分館	一般財団法人本所賀川記念館	令和7年4月1日	令和12年3月31日
4			立川児童館	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	令和7年4月1日	令和12年3月31日

■令和８年度締結分

		規則（第3条）該当	件名	契約の相手方	契約締結日	履行期限
1	業務委託契約	第1号（施設清掃・受付・警備・維持管理）	トイレ清掃委託（北部）	株式会社ＪＳＫ	令和8年4月1日	令和9年3月31日
2		第2号（施設清掃・受付・警備・維持管理）	トイレ清掃委託（南部）	株式会社ＥＬＳ	令和8年4月1日	令和9年3月31日
3		第2号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（しらひげ保育園）	フジ産業株式会社	令和8年4月1日	令和13年3月31日
4		第3号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（鐘ヶ淵北保育園）	株式会社レパスト	令和8年4月1日	令和13年3月31日
5		第4号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（おむらい保育園）	株式会社藤江	令和8年4月1日	令和13年3月31日
6		第5号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（たちばな保育園）	株式会社藤江	令和8年4月1日	令和13年3月31日
7		第6号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（本所中学校）	株式会社東洋食品	令和8年4月1日	令和13年3月31日
8		第7号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（第三吾嬬小学校）	メリックス株式会社	令和8年4月1日	令和13年3月31日
9		第8号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（寺島中学校）	一冨士フードサービス株式会社　関東支社	令和8年4月1日	令和13年3月31日
10		第9号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（菊川小学校）	株式会社東洋食品	令和8年4月1日	令和13年3月31日
11		第10号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（竪川中学校）	株式会社東洋食品	令和8年4月1日	令和13年3月31日
12		第11号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（梅若小学校）	一冨士フードサービス株式会社　関東支社	令和8年4月1日	令和13年3月31日
13		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（横川小学校）	明治企業株式会社	令和8年4月1日	令和12年3月31日
14		第4号（学校管理）	学校管理業務委託（押上小学校）	株式会社ユアン	令和8年4月1日	令和12年3月31日
15		第5号（学校管理）	学校管理業務委託（竪川中学校）	株式会社両国ビルサービス	令和8年4月1日	令和12年3月31日
16		第6号（学校管理）	学校管理業務委託（文花中学校（夜間あり））	株式会社両国ビルサービス	令和8年4月1日	令和12年3月31日
17		第7号（学校管理）	学校管理業務委託（錦糸小学校）	明治企業株式会社	令和8年4月1日	令和12年3月31日
18		第8号（学校管理）	学校管理業務委託（立花吾嬬の森小学校・立花幼稚園）	セントラルエンジニアリング株式会社	令和8年4月1日	令和12年3月31日

■令和８年度締結分

		規則（第3条）該当	件名	契約の相手方	契約締結日	履行期限
19	工事請負契約		錦糸中学校校庭整備工事	川崎ネツト工業株式会社	令和8年6月15日	令和8年10月9日
20			梅若小学校外壁改修その他工事（その１）	岡建工事株式会社	令和8年6月17日	令和8年10月30日
21			隅田小学校屋内運動場棟外壁改修その他工事	岡建工事株式会社	令和8年6月18日	令和8年12月21日
22			旧本所保健センター等複合施設解体工事	木山興産株式会社	令和8年6月29日	令和9年2月26日
23			特別区道墨109号路線（区役所通り）歩行者自転車通行空間再整備工事（8工区）	ユナイテッドエンジニアリング株式会社 導管事業本部墨田	令和8年7月28日	令和9年3月23日
24			旅所橋補修工事	上條建設株式会社 東京支店	令和8年9月29日	令和10年3月31日
25			東あずま公園再整備工事	東武・京成建設共同企業体	令和8年9月29日	令和10年2月28日
26			すみだ生涯学習センターＡ棟４階内部改修その他工事	東武谷内田建設株式会社	令和8年9月29日	令和10年2月29日

■令和８年度締結分

		規則（第3条）該当	施設名	指定管理者	指定期間開始日	指定期間満了日
1	指定管理協定		墨田区梅若橋コミュニティ会館	梅若橋あすのすみだ	令和8年4月1日	令和13年3月31日
2			墨田区東駒形コミュニティ会館	東駒形TRC賀川記念館グループ	令和8年4月1日	令和13年3月31日
3			本所地域プラザ	一般社団法人地域プラザＢＩＧＳＨＩＰ	令和8年4月1日	令和11年3月31日
4			すみだトリフォニーホール	公益財団法人墨田区文化振興財団	令和8年4月1日	令和13年3月31日
5			すみだ北斎美術館	公益財団法人墨田区文化振興財団	令和8年4月1日	令和13年3月31日
6			曳舟文化センター	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	令和8年4月1日	令和13年3月31日
7			すみだ福祉保健センター	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	令和8年4月1日	令和13年3月31日
8			墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム	社会福祉法人賛育会	令和8年4月1日	令和10年3月31日
9			墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人賛育会	令和8年4月1日	令和10年3月31日
10			墨田区特別養護老人ホームたちばなホーム	社会福祉法人賛育会	令和8年4月1日	令和10年3月31日
11			墨田区特別養護老人ホームなりひらホーム	社会福祉法人カメリア会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
12			墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人カメリア会	令和8年4月1日	令和13年3月31日
13			墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	令和8年4月1日	令和13年3月31日
14			梅若ゆうゆう館	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	令和8年4月1日	令和13年3月31日
15			墨田児童会館	社会福祉法人　雲柱社	令和8年4月1日	令和13年3月31日
16			立花児童館	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	令和8年4月1日	令和13年3月31日
17			文花児童館	社会福祉法人　雲柱社	令和8年4月1日	令和10年3月31日
18			外手児童館	社会福祉法人　雲柱社	令和8年4月1日	令和13年3月31日
19			八広はなみずき児童館	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	令和8年4月1日	令和13年3月31日
20			さくら橋コミュニティセンター	社会福祉法人　雲柱社	令和8年4月1日	令和13年3月31日

■令和８年度締結分

		規則（第3条）該当	施設名	指定管理者	指定期間開始日	指定期間満了日
21	指定管理協定		墨田区すみだ保育園	ミアヘルサ株式会社	令和8年4月1日	令和13年3月31日
22			両国子育てひろば	ミアヘルサ株式会社	令和8年4月1日	令和13年3月31日

令和９年度労働報酬下限額の設定に関する考え方等について

１　工事請負契約

（１）墨田区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：墨田区公契約条例第９条第１項第１号
　労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定める事項その他の事情を勘案して定めるものとする。
⑴ 第７条第１項第１号に掲げる公契約に係る労働者等　農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（※）
※「公共工事設計労務単価」

（２）考えられる方策

　「熟練労働者・一人親方」及び「未熟練工（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者と判断する者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下「未熟練工等」という。）」とに分けて設定する。

【参考】令和８年度都内公契約条例制定自治体における「熟練労働者」の労働報酬下限額の設定状況

渋谷・千代田・目黒・新宿・杉並・江戸川・中野・北・台東・文京・足立・品川・豊島・墨田／国分寺市	R8 公共工事設計労務単価の 90%
世田谷／日野市	R8 公共工事設計労務単価の 85%
多摩市	R7 公共工事設計労務単価の 90%

【参考】令和８年度都内公契約条例制定自治体における「未熟練工等」の労働報酬下限額の設定状況

世田谷	１時間あたり 1,870 円
台東	１時間あたり 1,754 円
渋谷・足立・目黒・杉並・北・文京・品川・豊島・墨田	１時間あたり 1,637 円
江戸川・中野	１時間あたり 1,636 円

※１　市部については、多摩市（１時間あたり 1,458 円）
※２　千代田区・新宿区・日野市・国分寺市については、熟練工とそれ以外を分けて設定していない。

２　業務委託契約・指定管理協定

（１）墨田区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：墨田区公契約条例第９条第１項第２号

労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定める事項その他の事情を勘案して定めるものとする。

⑵ 第７条第１項第２号及び第３号に掲げる公契約に係る労働者等　区の区域に係る最低賃金法第９条第１項に規定する地域別最低賃金及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第１３号）第１８条第１項に規定する報酬の額に、同条例第２１条第１項に規定する地域手当に相当する報酬を加えて得た額

【参考】令和８年度都内公契約条例制定自治体における業務委託及び指定管理協定の設定状況　（単位：円（１時間あたり））

世田谷	渋谷	新宿	中野	台東	杉並・品川・豊島	目黒・北	墨田	足立
1,610	1,601	1,573	1,510	1,501	1,500	1,496	1,486	1,483

江戸川・文京	千代田※１
1,480	1,465

※１　千代田区は、業務により８種設定しており、上記は専門職種以外の金額である。

※２　市部については、日野市（1,320、指定管理対象外）多摩市（1,315）国分寺市（1,323）（多摩市・国分寺市も業務により複数設定しており、上記はその中の最も低い金額）

【参考】墨田区　令和８年度労働報酬下限額設定の際の考え方

東京都最低賃金（A）	前年との増減額	区会計年度任用職員（事務補助）報酬（B）	前年度との増減額	最賃との差（B）-（A）	労働報酬下限額（C）	最賃との差（C）-（A）
1,226円	+63円	1,496円	+128円	270円（22.0%）	**1,476円…①（基本案）** R7労働報酬下限額1,349円×会計年度任用職員（事務補助）の報酬単価の上昇率（9.4%）	250円（20.4%）
					1,486円…② ①の基本案に東京都最低賃金の引き上げ額の伸び額（約10円）を加算する。	260円（21.2%）

資料４

墨田区公契約条例に関するアンケート調査の結果について

１．調査対象者
労働報酬下限額が適用されている契約案件に従事する労働者　約４６０人

２．調査対象業務
・清掃業務、学校管理業務、給食調理等業務
・工事

３．調査方法
労働者が案内文に印字されたQRコードを読み取り、web上で回答を行う形式とした。
案内文については区から事業者へ送付し、事業者から労働者へ配布した。

４．調査期間
第１期：令和８年７月２７日から８月２１日まで
第２期：令和８年９月２日から９月２５日まで
※学校給食調理等業務については、学校が夏季休暇のため、第２期にアンケートを実施した。

５．回答者
１９２人（約４１．７％）

６．回答内容

Q1. あなたの雇用形態を教えてください。

正社員	89人	(46.4%)
パート・アルバイト	81人	(42.2%)
その他	14人	(7.3%)
派遣労働者	6人	(3.1%)
未回答	2人	(1.0%)

【その他】の内訳

契約社員	12人
嘱託職員	1人
個人事業主	1人

Q2. 墨田区公契約条例（以下「公契約条例」と言います。）を知っていますか？

知っている	67人	(34.9%)
なんとなく知っている	56人	(29.2%)
知らない	68人	(35.4%)
未回答	1人	(0.5%)

Q3. 職場内等で公契約条例の労働報酬下限額等を周知するポスターや書面等をご覧になったことはありますか？

ある	91人　(47.4%)
見た気がする	30人　(15.6%)
ない	68人　(35.4%)
未回答	3人　(1.6%)

Q4. 会社（雇用主）から、公契約条例の説明を受けたことがありますか？

ある	94人　(49.0%)
ない	51人　(26.6%)
覚えていない	47人　(24.5%)

Q5. あなたのお仕事が公契約条例（労働報酬下限額）の適用対象であることを知っていますか？

知っている	87人　(45.3%)
なんとなく知っている	41人　(21.4%)
知らない	64人　(33.3%)

Q6. あなたの賃金が労働報酬下限額以上になっているか把握していますか？

把握している	128人　(66.7%)
把握していない	14人　(7.3%)
わからない	50人　(26.0%)

Q7. 労働報酬下限額が支払われていない場合に申し出ができることや申し出先を知っていますか？

知っている	103人　(53.6%)
知らない	87人　(45.3%)
未回答	2人　(1.0%)

Q8. 公契約条例が仕事のやりがいに役立っていると思いますか？

思う	105人　(54.7%)
思わない	13人　(6.8%)
わからない	74人　(38.5%)

Q9. 公契約条例についてご意見等があればお聞かせください。（自由記述）

・高齢になっても仕事ができることに喜びを感じている。最低賃金額のニュースを見るたびに、報酬を結構貰えていてありがたいと思う。
・高齢者であってもキャリアを積めば昇給できるよう、公的に指示してくれるとやりがいにつながる。
・物価上昇が急激に進む中、実質賃金が目減りしないよう、労働報酬下限額も毎年上昇してほしい。
・物価上昇の為、労務費をあげてほしい。今までの労務費では下請けはやっていけない。
・墨田区の労働報酬下限額が1349円になってるなんて知らなかった。ひどい会社に勤めてると実感した。
・契約した事業所や年度によって労働報酬下限額に差異あり、同じ墨田区でも時給にして100円以上違う場所もあり不公平性だと思う。
・今回初めて労働報酬下限額を知った。会社が違っても墨田区で働く場合の報酬は一緒ということなのか？会社は次の入札まで労働報酬下限額は変わらないと言っているが、そうなのか？
・労働報酬下限額を上げてほしい。報酬が少なくて割りに合わない。

資料５

企 画 総 務 委 員 会
令和８年９月２４日

墨田区公契約条例（令和５年度議案第１９号）に係る付帯決議に関する
事後の状況、対応等について

議会／議案番号等／委員会（年月日）／本会議（年月日）／所管部課	決　議　・　内　容 事後の状況、対応等
令和５年度９月議会 議案第19号 企画総務委員会 （令和５年９月25日） 本会議 （令和５年９月29日） 総務部契約課	〈決議〉 墨田区公契約条例に係る付帯決議 〈内容〉 区は、本条例の施行に当たり、労働者に対して、労働報酬下限額及びこれを下回る報酬が支払われた場合の通報先を周知すること、労働者に対する労働報酬の支払状況について、定期的に議会に報告すること、その状況に応じて、条例改正も含めた実効的な対策について検討すること。
	〈事後の状況、対応等〉 **１　「区は、本条例の施行に当たり、労働者に対して、労働報酬下限額及びこれを下回る報酬が支払われた場合の通報先を周知すること」について** 墨田区公契約条例第１１条の規定に基づく労働者等の申出については、同条例別表７の項の規定により受注者の責務として区と受注者とで約定している。さらに、労働報酬下限額や条例第１１条に規定する申出先等、受注者が労働者等に周知することとしている内容を掲載したポスター（Ｂ３版）を作成し、作業場等への掲示用として受注者に配付している。 また、ポスターのデータを区のウェブサイトに掲載し、労働者等への個別配付用として活用してもらうよう、受注者に案内している。 **２　「労働者に対する労働報酬の支払状況について、定期的に議会に報告すること」について** 原則として年１回、９月議会において報告を行っている。労働者に対する労働報酬の支払状況については、別紙１のとおりである。 **３　「その状況に応じて、条例改正も含めた実効的な対策について検討すること」について** 事業者側・労働者側双方の意見を尊重する観点から、状況に応じて、墨田区公契約審議会で議論することを含めて検証していく。

	※今年度、条例の認知度等の把握を目的に、労働者に対し条例全般に関するアンケート調査を実施した。アンケートの結果については、別紙２のとおりである。 　なお、アンケート結果は公契約審議会にも報告し、今後の実施頻度等について意見聴取を行うこととする。

（別紙１）

労働者に対する労働報酬の支払状況について

【現況】（令和８年８月末現在）

１　労働報酬下限額適用契約数

１０１件

※　内訳

・業務委託契約：５２件

（令和６年度の契約締結案件　１８件
令和７年度の契約締結案件　１６件
令和８年度の契約締結案件　１８件）

・工事請負契約：２３件

（令和６年度の契約締結案件　３件
令和７年度の契約締結案件　１５件
令和８年度の契約締結案件　５件）

・指定管理協定：２６件

（令和７年度の協定締結案件　４件
令和８年度の協定締結案件　２２件）

２　労働条件等に関する事項報告書（チェックシート）の提出状況

下表のとおり　（○・・・全件提出を確認済み
－・・・期限未到来）

・単年度契約

	１回目 （契約締結時）	２回目 （契約終了時）
令和６年度契約	○	○
令和７年度契約	○	○
令和８年度契約	○（※）	－

（※）直近で契約締結した工事請負契約２件を除き、
全件提出を確認済み

・複数年度契約（指定管理協定を含む。）

	１回目 （契約締結時）	２回目 （契約締結の翌年度の４月）	３回目 （契約締結から２年度目の４月）	最終回 （契約終了時）
令和６年度契約	○	○	○	－（※）
令和７年度契約	○	○	－	－（※）
令和８年度契約	○	－	－	－

（※）令和８年８月末までに工期を迎えた工事請負契約については全件提出を確認済み

３　条例第１１条に基づく労働者等の申出状況

これまでに申出等はなし

（別紙２）

墨田区公契約条例に関するアンケート調査の結果について

１．調査対象者
労働報酬下限額が適用されている契約案件に従事する労働者　約３１０人

２．調査対象業務
・清掃業務、学校管理業務、給食調理等業務
・工事

３．調査方法
労働者が案内文に印字されたQRコードを読み取り、web上で回答を行う形式とした。
案内文については区から事業者へ送付し、事業者から労働者へ配布した。

４．調査期間
令和８年７月２７日から８月２１日まで
※学校給食調理等業務については、学校が夏季休暇のため、別途９月以降にアンケートを実施する。

５．回答者
１２５人（約４０．３％）

６．回答内容

Q1. あなたの雇用形態を教えてください。

正社員	72人　(57.6%)
パート・アルバイト	36人　(28.8%)
その他	9人　(7.2%)
派遣労働者	6人　(4.8%)
未回答	2人　(1.6%)

【その他】の内訳

契約社員	8人
嘱託職員	1人

Q2. 墨田区公契約条例（以下「公契約条例」と言います。）を知っていますか？

知っている	50人　(40.0%)
なんとなく知っている	35人　(28.0%)
知らない	40人　(32.0%)

Q3. 職場内等で公契約条例の労働報酬下限額等を周知するポスターや書面等をご覧になったことはありますか？

ある	63人　(50.4%)
見た気がする	21人　(16.8%)
ない	39人　(31.2%)
未回答	2人　(1.6%)

Q4. 会社（雇用主）から、公契約条例の説明を受けたことがありますか？

ある	70人 (56.0%)
ない	28人 (22.4%)
覚えていない	27人 (21.6%)

Q5. あなたのお仕事が公契約条例（労働報酬下限額）の適用対象であることを知っていますか？

知っている	69人 (55.2%)
なんとなく知っている	22人 (17.6%)
知らない	34人 (27.2%)

Q6. あなたの賃金が労働報酬下限額以上になっているか把握していますか？

把握している	95人 (76.0%)
把握していない	2人 (1.6%)
わからない	28人 (22.4%)

Q7. 労働報酬下限額が支払われていない場合に申し出ができることや申し出先を知っていますか？

知っている	77人 (61.6%)
知らない	47人 (37.6%)
未回答	1人 (0.8%)

Q8. 公契約条例が仕事のやりがいに役立っていると思いますか？

思う	76人 (60.8%)
思わない	6人 (4.8%)
わからない	43人 (34.4%)

Q9. 公契約条例についてご意見等があればお聞かせください。（自由記述）

・高齢になっても仕事ができることに喜びを感じている。最低賃金額のニュースを見るたびに、報酬を結構貰えていてありがたいと思う。
・高齢者であってもキャリアを積めば昇給できるよう、公的に指示してくれるとやりがいにつながる。
・物価上昇が急激に進む中、実質賃金が目減りしないよう、労働報酬下限額も毎年上昇してほしい。
・物価上昇の為、労務費をあげてほしい。今までの労務費では下請けはやっていけない。

【参考資料】

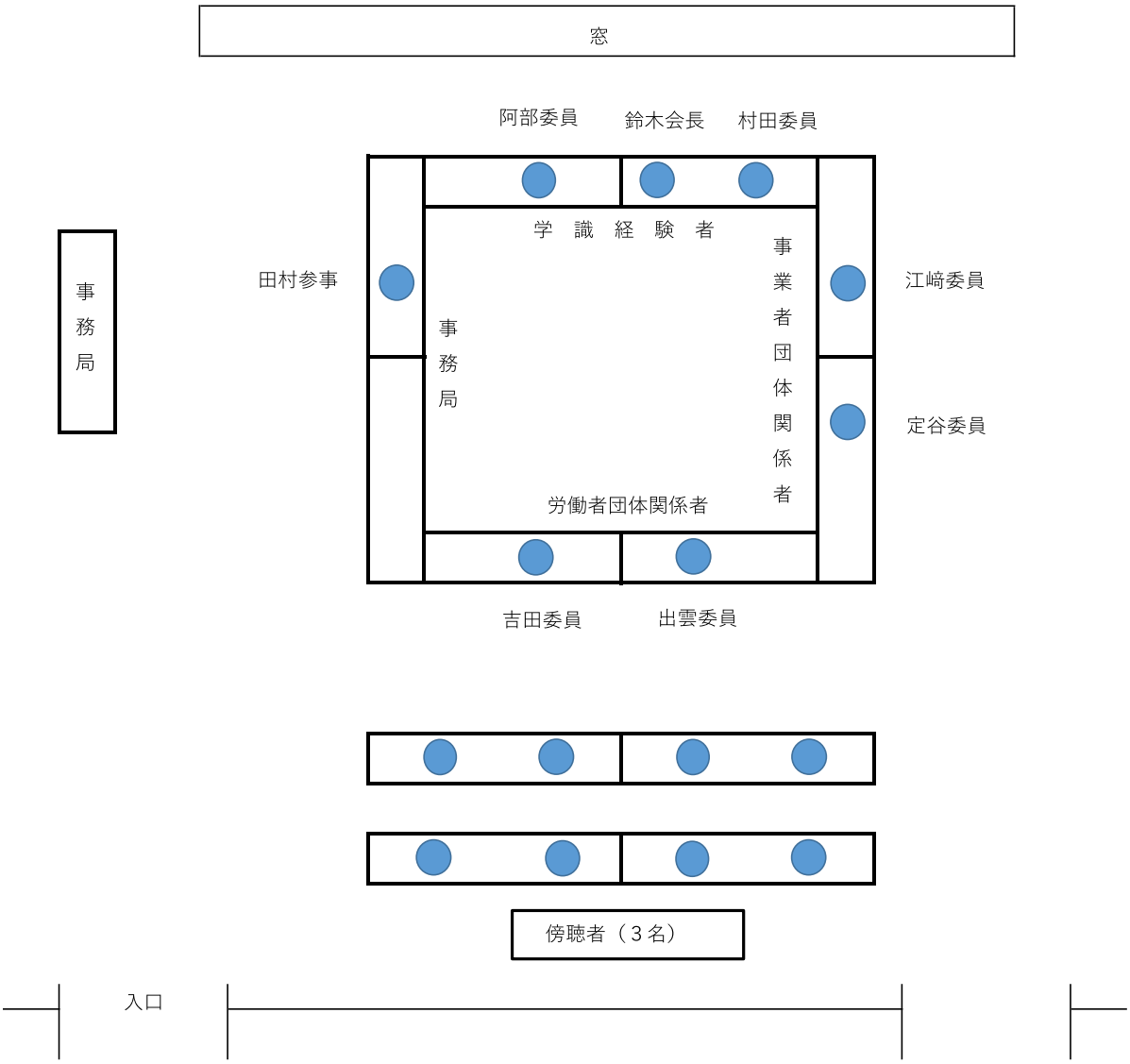
墨田区公契約審議会委員名簿

	氏　名	所属等	備　考
事業者団体関係者	江﨑　哲	墨田建設業協会	
	定谷　英明	プライム環境整備協同組合	
労働者団体関係者	出雲　洋行	全国建設労働組合総連合 東京土建一般労働組合 墨田支部	
	吉田　昌央	帝都自動車交通労働組合	
学識経験を有する者	鈴木　利治	弁護士	
	阿部　かおり	公認会計士	
	村田　淳	社会保険労務士	

墨田区公契約審議会事務局名簿

役　職	氏　名
総務部長	郡司　剛英
契約課長事務取扱総務部参事	田村　俊彦
総務部契約課契約係主査	水川　沙織
総務部契約課契約係主査	山田　宏樹
総務部契約課契約係主任	川上　新一

令和８年度第１回墨田区公契約審議会　座席表



２０２６（令和８）年１０月６日

墨田区公契約審議会
会長　鈴木　利治　様

墨田区公契約審議会
委員　出雲　洋行

墨田区公契約条例
令和９年度労働報酬下限額（工事）未熟練工他に関する意見について

１、令和９年度未熟練工の労働報酬下限額（工事）について

墨田区公契約条例の工事の未熟練工の労働報酬下限額について、現在、公共工事設計労務単価「軽作業員」の７０％の金額としています。

未熟練工の下限額は、当面の間は全職種で一律とし、公共工事設計労務単価の「普通作業員」の７０％以上となる、時給２，３６３円（日額１８，９００円・年収４４２万円）以上とするよう求めます。

なお、この間の勘案基準として、軽作業員の公共工事設計労務単価の７０％（日額１３，０９０円）・７５％（日額１４，０２５円）・８０％（日額１４，９６０円）を熟練工以外・未熟練工の下限額としている自治体がありますが、建設キャリアアップシステム（以下、ＣＣＵＳ）レベル別年収・レベル１標準値（４１８万円）との関係では低い水準となり、労務費ダンピングに抵触する可能性があります。

当面、未熟練工について軽作業員を勘案基準として設定する場合でも、少なくとも軽作業員の公共工事設計労務単価の９０％となる時給２，１０４円（日額１６，８３０円・年収３９４万円）を下限額とするべきです。

※【参考】ＣＣＵＳレベル別年収の概念（赤囲みは、関東地区レベル１標準値）



CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

国土交通省

◎建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別（全分野）（年収）　本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1（単位：万円）（標準値 ～ 目標値）	レベル2（単位：万円）（標準値 ～ 目標値）	レベル3（単位：万円）（標準値 ～ 目標値）	レベル4（単位：万円）（標準値 ～ 目標値）
全国	395～535以上	444～599以上	472～664以上	572～754以上
北海道	363～492以上	408～551以上	434～611以上	526～694以上
東北	417～565以上	469～632以上	498～701以上	604～797以上
関東	418～567以上	470～635以上	500～704以上	606～800以上
北陸	407～552以上	458～618以上	487～686以上	590～779以上
中部	416～565以上	468～632以上	498～701以上	603～796以上
近畿	386～524以上	435～587以上	462～651以上	560～739以上
中国	337～457以上	379～512以上	403～568以上	489～645以上
四国	362～491以上	408～550以上	433～610以上	525～693以上
九州・沖縄	383～519以上	431～581以上	458～644以上	555～732以上
参考①特殊作業員	416～563以上	468～631以上	490～692以上	603～792以上
参考②普通作業員	350～473以上	393～530以上	412～581以上	506～665以上

＜算出条件＞ ・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収階当として作成

※ＣＣＵＳレベル別年収については国交省労務費に関する基準ポータルサイト参照
https://roumuhi.mlit.go.jp/mlit-files/20260331_01.pdf

また、今後、以下の点も検討課題となります。

①ＣＣＵＳレベル別年収は、現在、公共工事設計労務単価をもとに算出されています。このため、当面は公共工事設計労務単価を労働報酬下限額の基準としつつ、今後のＣＣＵＳレベル別年収の普及・検討状況に合わせて、ＣＣＵＳレベル別年収を勘案基準とした下限額設定や、一律または熟練工と熟練工以外・未熟練の２段階ではなく、レベルごとに４段階の下限額設定についても検討すべきです。

②労働報酬下限額の適正な支払いを担保するためには、適正な工期の設定や標準労務費を勘案した積算など、入札制度の確認と改善が不可欠です。

２、受注者の連帯責任条項について

本条例はＩＬＯ型条例の要素である「受注者の連帯責任条項」が盛り込まれておらず、労働者の賃金が確実に守られる仕組みにはなっていません。多くの区議会会派議員が労働報酬下限額の支払いの担保に関する課題を指摘した結果、全会派一致で条例案とともに付帯決議（①区が労働者に対し労働報酬下限額および報酬がそれを下回った場合の通報先の周知。②労働者に対する労働報酬の支払状況の定期的な議会への報告。③状況に応じた条例改正も含めた実効的な対策の検討を行う。）とともに２０２３年９月に可決されています。

これを受け、２０２５年（令和７年）９月２４日の区議会企画総務委員会において、付帯決議に基づき、①２０２５年度（令和７年度）８月末時点の契約件数、②チェックシートの提出状況、③労働報酬下限額に関する労働者からの申出状況について報告がありました。本委員会で契約課長は、「現時点では公契約条例の効果や影響を検証する段階にあるが、審議会において条例改正を求める機運が高まれば、改正も一つのテーマとして取り上げていきたい」と述べています。

本条例が４年目を迎える２０２７年度（令和９年度）「受注者の連帯責任条項」を盛り込むＩＬＯ型条例への改正を求めます。

３、労働報酬下限額の事業者・労働者双方の実態把握について

労働報酬の支払いと受取りの状況を把握するアンケート調査を墨田区公契約条例第４条「区の責務」において、すべての事業者、労働者へ実施し、公契約条例対象労働者に対し、労働報酬下限額以上の賃金・報酬が支払われているか、対象労働者が受取っているかの実態把握をすることを求めます。また、その結果に対し、事業者への直接調査・勧告などを行うことも求めます。

以上

2026 年 10 月 6 日

東京都墨田区公契約審議会
　　会長　鈴木　利治　様

墨田区公契約審議会
委　員　吉田　昌央

墨田区公契約条例に関する意見について

標記について、下記のとおり意見を申し上げます。

記

１　業務委託契約・指定管理協定の 2027 年度労働報酬下限額の適正引き上げ

2027 年度労働報酬下限額（最下限額）を、公契約条例の各目的のすべてに対し効果がある金額へ引き上げる必要があると考えます。

具体的には、（表１）のとおり、各目的に効果がある金額を算出し、そのうち最も高い金額とすることを提案します。

（表１）

条例の目的		勘案基準、算出方法	金額
（１） 民間労働者の確保	近隣自治体条例との競争を踏まえた人材確保	15 区の 2026 年労働報酬下限額平均 1512 円 ×　1.048（2027 年度賃上げ予測分 ※1）	1,585 円
（２） 公共サービスの安全・質の確保	公共サービス労働の最低限の質（対価）の確保	特別区人事委員会勧告（区）（2026 年 10 月上旬）を踏まえた、墨田区会計年度任用職員の 2026 年度給与予測額（一時金含む） ×　1.048（2027 年度賃上げ予測分 ※1）	※10 月中旬以降算出
（３） 条例の効果の確保	労働報酬下限額と最賃の差額の維持・拡大	2026 年労働報酬下限額 1486 円 ＋54 円（2026 年 10 月東京都最賃の引上額） 　または ×1.044（2026 年 10 月東京都最賃の引上率）	1,540 円 1,551 円

※1　2027 年度賃上げ予測率は、2026 賃上げ結果（連合東京 2026 春闘賃上げ結果と東京都調査結果より 4.9%）と、日銀による 2026 年度および 2027 年度の物価変動予測を踏まえ、4.8%とする。

［連合東京 2026 春闘賃上げ結果、東京都調査結果］

連合東京 2026 春闘結果（2026 年 6 月 30 日現在）	4.97%（加重平均）
東京都調査結果（2026 年 6 月 25 日現在）	4.82%（加重平均）

［物価変動］

日本銀行は「経済・物価情勢の展望（2026 年７月 31 日）」において、消費者物価（除く生鮮食品）変動の前年比について、2026 年度は 2.5%、2027 年度は 2.4%（いずれも政策委員見通しの中央値）と予測。

２　業務委託契約・指定管理協定の職種別労働報酬下限額の設定

各職種の人材確保やサービスの安全・品質の確保等に効果のある、職種別労働報酬下限額を設定することを提案します。職種や主な勘案基準については、（表２）千代田区や足立区の例、（表３）人材確保・安全品質確保すべき職種を参考にしてください。併せて、職種別労働報酬下限額は、予定価格の人件費積算への活用をお願いします。

（表２）2026 年度労働報酬下限額　職種別労働報酬下限額の例

職種	労働報酬下限額	主な勘案基準
足立区		
有資格保育士	1,583 円	最下限額＋100 円
千代田区		
警備員	1,667 円	建築保全業務労務単価
保全管理員	2,149 円	建築保全業務労務単価
清掃員	1,487 円	特別区職員給与表
介護職	1,487 円	特別区職員給与表
栄養士	1,747 円	特別区職員給与表
保健師・看護師	1,788 円	特別区職員給与表

（表３）人材確保・安全品質確保のために必要な 2027 年度労働報酬下限額（東京都内）※2

職種	労働報酬下限額
給食調理	1,682 円～1,980 円
施設管理	1,585 円～1,610 円
警備員	1,585 円以上
設備（保全）管理	2,870 円以上
清掃	1,585 円～1,610 円
医療事務	1,585 円～1,610 円

※2　UA ゼンセン加盟労組がある都内企業の 2025 年度賃金実態調査結果の各職種の代表的な労働者区分の一時金を含む時間給を基に、2026 年度賃上げ率 4.9%および 2027 年度賃上げ予測率 4.8%を勘案した金額、人材確保・安全品質確保に必要な金額を算出。（最も低い額については、墨田区の 2026 労働報酬下限額 1,486 円に 2027 年度賃上げ予測率 4.8%より算出。）

３　労働者に対する条例・労働報酬下限額・申出権等の周知徹底

事業者から労働者等に対する労働報酬下限額の確実な支払いのため、労働報酬下限額の未払い・支払い不足が生じた場合に、すべての適用労働者等が安心して自治体に申出できる状態の維持が重要です。労働者が、条例、労働報酬下限額、申出先、申出手順、不利益取り扱い禁止について簡単に知ることができる手段（労働者向けサイトの QR コード記載の名刺サイズカード等）の確立が急務であると考えます。

４　条例の効果・課題の検証、労働者の労働報酬下限額の受取り実態の把握、条例の理解向上のためのアンケートの毎年度実施

条例の効果・課題の検証等のため、すべての適用事業者、すべての適用労働者等に対し、アンケートを定期実施することを提案します。特に、労働者には、「条例・労働報酬下限額・申出先・申出手順・不利益取り扱い禁止について理解しているか」「労働報酬下限額を受け取っているか」等について簡便な調査（労働者向けアンケートサイトの設置、サイト QR コード記載の名刺サイズカードの配付）を毎年度実施するよう求めます。また、それらの結果に応じて、必要な改善策を講じる必要があります。

５　業務委託契約、指定管理協定の複数年契約における発注額の年度毎の追加支払い（インフレスライド制度）の実施

複数年契約の期間中、エネルギー・資材費や労務費が上昇する一方で、当初の発注額（受注額）を変更しないと、事業者は十分に労務費を確保できず、労働報酬下限額の支払いが困難となります。公共工事では、エネルギー・資材費や労務費の上昇に応じ、自治体から事業者に対し発注額の追加支払いを行うインフレスライド制度があります。

毎年度の労働報酬下限額の引き上げに対応し、事業者がその支払い原資の労務費を確保するため、業務委託契約、指定管理協定の発注額の追加支払い制度（インフレスライド条項、または、同趣旨の制度）を実施する必要があります。

６　労働法の遵守および適正な労働条件・労働環境の確保

墨田区発注事業のサプライチェーンの全事業者において、労働法が遵守されなければならず、適正な労働条件と労働環境が確保されることが求められます。公契約条例適用事業の公契約においてそれらを定めるとともに、既に実施している労働環境確認書や労働報酬下限額の支払い状況報告（チェックシート）等のなかで、それらの遵守・履行状況の報告を求める必要があります。

また、一部事業について、社会保険労務士会に委託して実施している労働条件審査の対象とし、事業者の事務負担が過度にならない程度に、サンプル調査を実施することも検討するよう提案します。

以　上

写

８墨総契第４４８号
令和８年１０月６日

墨田区公契約審議会会長　様

墨田区長　山　本　　亨

令和９年度労働報酬下限額の設定について（諮問）

墨田区公契約条例第９条第２項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

１　諮問事項
　令和９年度労働報酬下限額の設定について

２　答申を希望する時期
　令和８年１２月